

専門医認定医認定制度要綱

旧	新
<p>(附則 追加)</p>	<p>附則  <u>(2017 年以前に臨床研修を修了した者が新制度の家庭医療専門研修を行うときの特例)</u>  <u>第 23 条 2017 年以前に臨床研修を修了した者は、本則第 5 条の 2 第 1 項の定めにかかわらず、一般社団法人日本専門医機構認定総合診療専門医を取得しなくても新制度の家庭医療専門研修を行い、これを修了すれば家庭医療専門医の認定審査を受けることができる。</u></p>

新プログラムに関する細則

旧	新
<p>(ポートフォリオ)                  第 14 条 プログラムは、専攻医が研修の開始から修了までの間に、「新家庭医療専門医制度に基づく家庭医療専門医の認定に関する細則」第 5 条に定めるポートフォリオを指導医による指導のもとで作成できるようにしなければならない。</p>	<p>(ポートフォリオおよび研究)                  第 14 条 プログラムは、専攻医が研修の開始から修了までの間に、「新家庭医療専門医制度に基づく家庭医療専門医の認定に関する細則」<u>第 4 条に定める研究実績の要件を満たすように、</u>また第 5 条に定めるポートフォリオを指導医による指導のもとで作成できるようにしなければならない。</p>

新家庭医療専門医の認定に関する細則

旧	新
<p>(認定審査申請書類)</p> <p>第 4 条 専門医の認定審査の申請にあたっては、期日までに次のものを専門医制度認定委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 専門医認定審査申請書 (様式新専認-1)</p> <p>(2) 家庭医療専門研修修了者は修了証の写し、修了見込み者は家庭医療専門研修修了見込証明書 (様式新専認-2)</p> <p>(3) ポートフォリオ (様式新専認-3)</p> <p>(4) 専門医認定審査料を払い込んだ記録</p>	<p>(認定審査申請書類)</p> <p>第 4 条 専門医の認定審査の申請にあたっては、期日までに次のものを専門医制度認定委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 専門医認定審査申請書 (様式新専認-1)</p> <p>(2) 家庭医療専門研修修了者は修了証の写し、修了見込み者は家庭医療専門研修修了見込証明書 (様式新専認-2)</p> <p>(3) ポートフォリオ (様式新専認-3)</p> <p><u>(4) 過去 5 年以内 (臨床研修期間を除く) の研究実績を証明する論文、書籍または学会発表抄録等 (演題のみは不可) の写しで、以下の①、②または③のいずれか 1 つ。</u></p> <p><u>① 論文：家庭医療に関連する領域の学術雑誌 (商業誌を含む) に筆頭著者として掲載された、原著、症例報告または総説・解説を 1 編以上。(受理後、掲載待ちの場合は受理証明書 (アクセプトレター) を添付すること)</u></p> <p><u>② 著書：家庭医療に関連する単著または筆頭著者での分担執筆を 1 編以上。(執筆後、出版前の場合は、出版社等が発行する出版予定日のわかる文書 (執筆依頼状等) の写しを添付すること)</u></p> <p><u>③ 学会発表：学術集会において、筆頭演者として家庭医療に関連する内容の発表を 3 つ以上。ただし、院内発表会等を除く。(演題採択は決まっているが発表前の場合は、演題採用通知の写しを添付す</u></p>

	<p>ること)。</p> <p><u>(5) 専門医認定審査料を払い込んだ記録</u></p>
<p>(登録申請)</p> <p>第 8 条 認定審査に合格した者の認定手続きにあたっては、次のものを理事長に提出し なければならない。</p> <p>(1) 専門医登録申請書 (様式新専認-5)</p> <p>(2) 専門医登録料を払い込んだ記録</p> <p>2 登録料は 10,000 円とする。</p> <p>3 一度払い込まれた登録料は返却しない。</p>	<p>(登録申請)</p> <p>第 8 条 認定審査に合格した者の認定手続きにあたっては、次のものを理事長に提出し なければならない。</p> <p>(1) 専門医登録申請書 (様式新専認-5)</p> <p>(2) 専門医登録料を払い込んだ記録</p> <p><u>(3) 一般社団法人日本専門医機構認定総合診療専門医の認定証の写し</u></p> <p>2 登録料は 10,000 円とする。</p> <p>3 一度払い込まれた登録料は返却しない。</p> <p><u>4 認定審査に合格した者が総合診療専門医でない場合、総合診療専門医を取得するまで家庭医療専門医の登録はできないものとする。この場合、認定審査の合格は 5 年後の日が属する事業年度の末日まで有効とする。また、総合診療専門医の取得時期にかかわらず、家庭医療専門医の認定期間は認定審査の合格日から 5 年後の日が属する事業年度の末日までとする。</u></p>
<p>(附則 追加)</p>	<p>附則</p> <p><u>(2017 年以前に臨床研修を修了した者の特例)</u></p> <p><u>第 2 条 2017 年以前に臨床研修を修了した者が、要綱附則第 23 条に定める特例を適用して家庭医療専門医の認定審査を受けて合格した場合は、本則第 8 条第 1 項の(3)を要せず、同条第 4 項を適用しない。</u></p>

新専攻医の登録に関する細則

旧	新
<p>一般社団法人日本プライマリ・ケア連合学会専門医・認定医認定制度要綱を施行するにあたり、家庭医療専攻医の登録に関する要綱第 11 条から第 16 条の運用に必要な細則をここに定める。</p>	<p>一般社団法人日本プライマリ・ケア連合学会専門医・認定医認定制度要綱 <u>(以下、要綱という)</u> を施行するにあたり、新家庭医療専門医制度に基づく家庭医療専攻医の登録に関する要綱第 5 条の 5 の運用に必要な細則をここに定める。</p>
<p>(家庭医療専門研修を開始できる要件) 第 1 条 2 総合診療専門研修プログラムに在籍している者は、所属する同プログラムの <u>プログラム統括責任者がプログラム責任者を務める</u> 家庭医療専門研修プログラムにのみ登録できる。</p>	<p>(家庭医療専門研修を開始できる要件) 第 1 条 2 総合診療専門研修プログラムに在籍している者は、<u>原則として、所属する同プログラムの基幹施設と同一の基幹施設が運営する</u> 家庭医療専門研修プログラムにのみ登録できる。</p>
<p>(附則 追加)</p>	<p><u>(2017 年以前に臨床研修を修了した者の特例)</u> <u>第 2 条 2017 年以前に臨床研修を修了した者が、要綱附則第 23 条に定める特例を適用して家庭医療専門研修を行う場合は、本則第 1 条を適用せず、本則第 2 条第 1 項の(2)を要しない。</u></p> <p><u>(特例で家庭医療専門研修を行う場合の領域別研修等)</u> <u>第 3 条 2017 年以前に臨床研修を修了した者が前条により家庭医療専門研修プログラムで研修を行う場合は、内科 12 カ月以上、小児科 3 カ月以上、救急科 3 カ月以上からなる領域別研修も行わなければ</u></p>

ならず、これを含めた個別の研修計画書を理事長に提出し承認を受けた後に、本則第 2 条の研修開始登録を行う。領域別研修の基準は一般社団法人日本専門医機構認定総合診療専門研修プログラムの基準を準用する。

2 前項の研修計画書には、全体の研修期間、家庭医療専門研修、領域別研修の時期や研修施設を記載し、領域別研修に関しては研修内容や質が分かる書類（総合診療専門研修プログラムとして認定されていることを示す書類など）を添付するものとする。ただし、内科の研修期間について、双方の基準を満たしている場合に限り、6 カ月を上限として家庭医療専門研修Ⅱとしても重複して算定することができる。

3 領域別研修の間、専攻医は当該領域の指導医の指導を受けるが、プログラム責任者は研修が円滑に行われるよう継続的な支援を行うものとする。

4 この特例による研修修了後、プログラム責任者の申請に基づき、学会が領域別研修について修了基準に到達したことを確認して修了判定を行う。

（特例で家庭医療専門研修を行う場合の領域別研修の免除）

第 4 条 前条第 1 項に定める領域別研修について、同等以上の臨床経験が既にあると認められる者には、当該研修の免除または期間短縮をすることができる。

2 前項の免除または期間短縮は、プログラム責任者の申請に基づき

学会が個別に審査して決定する。ただし、内科研修の免除または期間短縮が認められる場合、過去の内科研修期間を家庭医療専門研修Ⅱとして重複算定することはできない。